

## お知らせ

この度、建築物省エネ法が改正され、適合性判定の対象が 2,000 m<sup>2</sup>から 300 m<sup>2</sup>に引下げられたことを受け、令和 3 年 4 月 1 日より建築物省エネ適合判定対象建築物に関する完了検査申請に係る手数料を改定します。

また、昇降機に関する確認検査手数料において建築確認申請と併願する場合や、既存建築物に昇降機を設置する場合の申請手数料を新たに設けることとしました。

### 「建築確認検査手数料関係」

建築物省エネ法の適用を受ける建築物の完了検査の対象範囲及び申請手数料を以下のとおり変更します。

現行

2,000 m <sup>2</sup> 以上の非住宅	20%増額
-----------------------------	-------



変更後

300 m <sup>2</sup> 以上の非住宅	30%増額
---------------------------	-------

### 「昇降機確認検査手数料関係」

1. 型式部材等製造者認証取得昇降機（ホームエレベーターなど）について、建築確認申請と併願申請する場合の手数を新たに設けることとします。（カッコ内）

建築設備		確認	中間検査	完了検査 (中間あり)	完了検査 (中間なし)
当社確認の建築物に設置するもの	昇降機	¥ 24,000	—	—	¥ 36,000
	型式部材等製造者認証取得昇降機 (ホームエレベーターなど)	¥ 15,000 (¥ 12,000)	—	—	¥ 28,000 (¥ 12,000)
	小荷物専用昇降機	¥ 15,000			¥ 28,000

2. 既存建築物にエレベーターを設置する場合で、構造審査を要するものについての取扱いを以下のとおりとします。
  - ・ 現行の申請手数料に 20,000 円を加算する。ただし、特別な配慮を要する場合にあっては別途協議による。